

令和5年
12月15日発行
第53号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会
太田市新田金井町29
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

「令和6年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました

農業委員会は、令和5年8月17日に新年度の農政関係予算の編成に当たり、長島佳男会長を代表として清水聖義市長に直接意見書を手渡し、内容の説明と農業者が希望を持てる施策を講じるよう要望いたしました。
令和5年9月7日に市から意見に対する回答がありました。



「令和6年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の回答

1 担い手の育成・確保等について

①回答 農業政策課

地域農業の活性化のために、農業の担い手の育成と確保は非常に重要なことであり、県、JA等と連携して就農希望者の発掘・支援を引き続き実施していきたいと考えております。

また、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化を進め、農業作業の効率化・省力化を図るとともに、日本政策金融公庫が無利子で貸付を行う青年等就農資金の活用等の支援をしてみたいと考えております。

②回答 農業政策課

農業と地域の活性化において重要な役割を果たしている女性農業者が活躍できる環境を整備するため家族協定を推進するとともに、女性農業者を増やすことについて県や農協等の関係団体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

兼業農家、中小農家などにつきましても、担い手として地域計画への位置付けが可能でありますので、地域での話し合いをもって将来の地域の農地を担っていく者として位置付けてまいります。

③回答 農業政策課

地域の営農活動や農村集落の中心的な役割を担うリーダーの育成は、地域農業の発展のために不可欠であることから、県や農協等の関係団体と連携し支援に取り組んでまいりたいと考えております。

2 農業資材等の価格高騰について

①回答 農業政策課

農業資材等の価格高騰対策については、国や県に働きかけるとともに、国の実施する施策を注視し、県や農協等の関係

団体と連携しつつ、農業者の経営安定に向けた支援に向け取り組んでまいります。

3 食農教育と地産地消の推進について

①回答 学校教育課

太田市内小学校24校および義務教育学校1校の全ての学校で、食農教育の一環として農業体験学習あるいは、栽培学習に取り組んでいます。各学校では、1年生から6年生までのさまざまな学年で、生活科や理科、総合的な学習の時間などを利用して、サツマイモ、トマト、ナス、ピーマン、キュウリ、米などの作物の栽培を行っています。また、この経験を発展させ、中学校や義務教育学校後期課程においても技術科などの授業において栽培を行っています。

これらの体験や活動は、作物を栽培することの喜びや収穫までの一連の過程を通じて、子どもたちが食と農と地域の自然環境への関わり、食の大切さや地域の食文化、命と健康、生命への畏敬の念を理解するとともに、自然を慈しむ気持ち、生産者への尊敬と感謝の気持ちなどを育み、豊かな心を育てるための学習となっています。

太田市教育委員会では、合併後の平成18年度から毎年、農業体験活動事業の指定校を決め、次世代を担う子どもたちに対する食農教育が円滑に行われるように努めているところです。今後も、各校の取り組みが充実したものとなるよう継続して支援するとともに、消耗品の購入や講師謝礼などの予算措置の面でも農業体験活動を後押しし、各校での「食農教育」を支援していこうと考えています。

②回答 農業政策課

地場産農畜産物のブランディングを推進するため、OTAマルシェ等において野

菜即売を行い、市内外の多くの来場者に対して普及啓発に取り組んでおり、今後も継続して実施してまいります。また、農産物のブランド向上につながる高品質等については、県や農協等の関係機関と連携し取り組んでまいります。

③回答 農業政策課

県や農協等の関係機関や関係各課とも連携しつつ、農作物の食品ロスの低減や消費拡大が図られる体制の確立に向け取り組んでまいります。

回答 学校施設管理課

学校給食において、食品ロスの削減は食育の一環であり、課題の一つと捉えています。

また、物価高騰が続くなかで、学校現場としても食材選定に苦慮している現状があります。

ただし、給食に活用するドレッシングやケチャップなどの地場産加工食品の製造過程の中で、一部規格外野菜などの使用について、業者等に依頼していきたいと考えています。

今後も、ご意見・ご要望を踏まえ、各学校と連携して、より良い給食の提供に努めるとともに、地産地消の取り組みを推進していきたいと考えております。

4 遊休農地対策について

①回答 農業政策課

耕作放棄地対策については、市単独事業として実施している耕作放棄地対策補助金と耕作放棄地再生事業奨励金が主な制度ですが、引き続きこれらの事業の周知拡大に努めるとともに、国や県の事業活用を考え、それぞれの地域の課題に対応できるよう取り組んでいきます。

②回答 農業政策課

地域計画については、地元農業者と農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ農協等関係機関を含めた各地域で

の話し合いにより、将来の農地利用の姿を明確化することとなっております。今後は計画策定の中で、その地域の中心経営体への集積・集約化を進めていきたいと考えております。

③回答 農業政策課

国による所有者不明農地制度の見直しにより、以前に比べ簡易な手続きにより所有者不明農地の貸し借りが可能となったところではありますが、管理されることのない所有者不明農地は今後さらに増加することが予想されます。相続登記が義務化されることとなりましたが、所有者不明農地の管理不全のため、周辺への営農に関する影響を無くすため管理・利用の在り方について検討してまいります。

5 農業委員会事務局の体制強化について

①回答 人事課

農業委員会事務局の体制強化については、他課の職員配置状況と照らし合わせて、来年度から始まる定年延長の対象職員を含む正規職員の他、再任用職員ならびに会計年度任用職員の適正な配置に心掛けていきたいと考えています。

②回答 財政課

令和6年度の予算編成につきましては、コロナ禍からの経済社会活動の回復を見据え、市税の増収が期待されておりますが、限りある財源の有効活用を図り、施策の実効性を最大限に高めるため、第2次太田市総合計画第8次実施計画の着実な実施を含めた6つの柱を基本的な考え方としていきます。

農業委員会の活動に係る予算に関しても、こうした現状を踏まえつつ、引き続き、国・県等の動向、農業を取り巻く環境変化を注視しながら、ご要望に配慮してまいりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

農地の有効活用を考えてみませんか? 『利用権設定等促進事業』

利用権設定等促進事業とは、農地を貸したい(売りたい)という農家と、農業経営規模の拡大を図りたいという耕作者との間で安心して農地の貸し借り(売買)ができるものです。

農地の貸し借りでのメリット

- 期間満了と同時に手続きを経ることなく、農地が貸し手に返還されます
- 合意解約書の提出により、途中で解約することができます
- 話し合いにより、期間満了後も継続して貸借することができます
- 借り手が農地を適正に利用することにより、遊休農地になることを防げます
- 貸し手・借り手には、条件を満たせば奨励金等が交付されます

契約の始期は5月20日と10月20日の年2回です。

農地の貸借および売買には要件があります。

※詳細については農業委員会事務局(☎0276-20-9715)までお問い合わせください。

申請書提出期限

令和6年2月29日(木) ※契約の始期が令和6年5月20日の場合

令和6年7月31日(水) ※契約の始期が令和6年10月20日の場合

申請書は、農業委員会事務局にあります。

※令和6年8月1日(木)からは中間管理事業での貸し借りの申請となります。

詳細については広報、市ホームページにて改めてご案内いたします。

提出先

農業委員会事務局、農地利用最適化推進委員、農業委員

農地の売買でのメリット

- 買い手からの請求により、市が所有権移転の登記を行います
- 税制上の優遇措置が受けられます

買い手	登録免許税の軽減措置	税率が1000分の20から1000分の10に軽減
	不動産取得税の軽減措置	課税標準の算定において、当該土地の価格の3分の1を価格から控除
売り手	譲渡所得に係る所得税の軽減措置	譲渡所得の金額から800万円を控除(800万円に満たない場合には譲渡に係る部分の金額まで控除)

※詳細については農業政策課(☎0276-20-9714)までお問い合わせください。

※令和6年8月1日(木)からは中間管理事業での売買の申請となります。詳細については広報、市ホームページにて改めてご案内いたします。

農地売買(所有権移転)できる人の要件

- 申請地が、太田市農業振興地域内農用地区域内農地(青地)であること
- 買い手の経営面積が135a以上の農業経営者であること
- 買い手の過去3年間の自己責任による農業経営規模の縮小がないこと
- 買い手の年齢が65歳未満であること

「農業者年金」で明るく豊かな老後を

- 1 国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)
- 2 年間60日以上農業に従事
- 3 60歳未満

3つの要件を満たす方は…

農業者年金に加入できます!

農業者年金の6つのメリット



- 農業者は広く加入できる
- 終身年金。老後を最後までサポート
- 全額社会保険料控除で大きな節税効果
- 保険料が自分で選べて、いつでも見直せる
- 条件を満たせば、月額最大1万円の国庫補助
- 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金

※加入について詳しくは農業委員会事務局(☎0276-20-9715)までお問い合わせください。

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

経営移譲(経営継承)後に農地を売買・交換・貸借・返還・転用等をしたときに、**経営移譲年金や特例付加年金が止まる場合があります。**農地を移動する場合は、事前に農業委員会に相談してください。

「家族経営協定」で充実した家族農業経営を!

家族で農業経営を始めてから長い方も短い方も、家族経営についてもう一度家族みんなで話し合ってみませんか。

仕事の役割分担をはじめ、休日の取り方や給料についてなど、家族で意見を交換しながら、それぞれの家族に合った「家族経営協定」を作っていきましょう。

協定締結までの手順

- 1 まずは話し合い
- 2 対策を考える
- 3 協定を結ぶ
- 4 協定の実行と見直し

※家族経営協定を結ぶと、認定農業者の共同申請や農業者年金の国庫補助等の制度を利用できる場合があります。

家族経営協定を結ぶ際は、農業委員会事務局(☎0276-20-9715)までお問い合わせください。



地域農業の将来を考える「座談会」を開催します

“いつまで農業を続けられるか分からない”、“自分の後を継いでくれる人がいない”、“耕作してくれる人が見つからない”、こういった心配事は、今や農業者の減少や遊休農地の拡大といった地域の問題として表れています。

そこで多くの人が抱える、人と農地の問題を解決するため、地域計画を策定し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化します。この地域計画を取りまとめるにあたり、**令和6年1月**から地域の皆さまと一緒に地域農業の将来あるべき姿を考える「座談会」を行います。

5年先、10年先の農地をだれが、どのように耕作し守っていくのか、話し合っていきましょう。

開催する地区や日程等が決まりましたら改めて広報、市ホームページでご案内いたします。

農業政策課 ☎0276-20-9714

令和5年度太田市農作業参考料金表の軽作業料金を改正しました

群馬県最低賃金の改正に伴い、以下の通り6月1日号掲載の令和5年度太田市農作業参考料金表について、令和5年10月5日付で軽作業参考料金を改正しましたのでお知らせします。

改正前 (1時間)900円



改正後 940円

農地を貸したい方は荒れ地になる前に

農地は長い期間耕作されずにいると、荒れ地になり周囲に迷惑が掛かるだけでなく、良好な農地に戻すための手間や時間がかかるため、借り手を探すのが困難になります。農地を貸したい方は、荒れ地になる前に農地を貸す手続きをしましょう。



農業委員会事務局 ☎0276-20-9715